

## 石綿（アスベスト）に関するQ&A（広島県作成）

平成18年9月28日  
 （更新）平成24年3月23日

### 【全般】

質問	回答	問合せ・連絡先 （住所、電話番号は別葉）
1 石綿とはどのようなものか	<p>1 石綿は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。</p> <p>その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。</p> <p>その後、安価な工業材料でしたのでアスト材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。</p> <p>石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防等が図られています。</p>	
2 石綿による健康影響にはどのようなものがあるか	<p>2 石綿の繊維は、肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起す可能性がありますが知られています。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、肺がんは15～40年、又はそれ以上という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされています。</p>	<p>&lt;相談&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島労働局労働基準部健康安全課</li> <li>・各労働基準監督署</li> <li>・広島産業保健推進センター</li> </ul> <p>&lt;健康診断&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国労災病院</li> <li>・石綿に関して検診可能な医療機関</li> <li>・職場の健康診断</li> </ul>
3 グラスウールやロックウールには健康への影響はないか	<p>3 グラスウールとロックウールは、国際機関である世界保健機構（WHO）の国際がん研究機関（IARC）におけるヒト発がん性分類で、「グループ3」「人に対して発がん性を分類できない」と評価されています。</p>	

【石綿製品の製造・使用や石綿除去作業などに従事していた本人の相談】

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)
1 どこで石綿による健康影響を調べてもらえるか また, 県保健所で健康診断を受けるか	1 中国労災病院又は石綿に関して検診可能な医療機関で受診してください。受診を希望される場合は, 診療日時等について, 各医療機関にお問い合わせください。 また, 広島産業保健推進センターで健康相談が受けられます。 仕事を通して石綿を扱っている人, あるいは扱っていた人は, その作業方法にもよりますが, 石綿を扱う機会が多いことによりまして, 定期的に健康診断を受けるようしましょう。現に仕事で扱っている人(労働者)は事業主にその実施義務があります。(労働安全衛生法) なお, 県保健所では健康診断は実施していません。	・中国労災病院 ・石綿に関して検診可能な医療機関 ・広島産業保健推進センター
2 労災補償認定の手続きを知りたい	2 請求の仕方等の手続きについては, 最寄りの労働基準監督署に相談してください。 労災補償の制度については, 広島労働局労災補償課又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。	・広島労働局労災補償課 ・各労働基準監督署

【石綿製品の製造・使用や石綿除去作業などに従事していた家族の相談】

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)
1 どこで石綿による健康影響を調べてもらえるか 県保健所で健康診断を受けられるか	1 石綿に関して検診可能な医療機関を受診してください。受診を希望される場合は, 診療日時等について, 各医療機関にお問い合わせください。 なお, 県保健所では健康診断は実施していません。	・石綿に関して検診可能な医療機関
2 労災補償認定を受けられるか	2 石綿製品の製造・使用や石綿除去作業などに従事していた労働者が対象で, 家族は対象となりません。	

【石綿製品の製造工場又はビルの解体工事等の近隣住民の相談】

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)
1 どこで石綿による健康影響を調べてもらえるか 県保健所で健康診断を受けられるか	1 石綿に関して検診可能な医療機関を受診してください。受診を希望される場合は, 診療日時等について, 各医療機関にお問い合わせください。 なお, 県保健所では健康診断は実施していません。	・石綿に関して検診可能な医療機関
2 労災補償認定を受けられるか	2 石綿製品の製造・使用や石綿除去作業などに従事していた労働者が対象であり, 近隣住民の方は対象となりません。	

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別案)
<p>3 近隣で解体される建物に石綿が含まれていないか。近隣居住者としてどのよう対応が考えられるか</p>	<p>3 解体工事には、内容や規模に応じて関係法令等に基づいた届出等が行われています。</p> <p>①石綿障害予防規則では、事業者は、建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込み又は囲い込みの作業を行うときには、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しておくこと。</p> <p>調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておくこと。</p> <p>また、これらの調査を終了した日、調査方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示することを定めています。</p> <p>このため、解体作業を行っている事業者等に、アスベストの有無を確認することができます。</p> <p>② 大気汚染防止法では、吹付け石綿や石綿を使用した建築物等の解体等を行う場合には、事業者に特定粉じん排出等作業の届出と表示を義務付けています。</p> <p>この表示があれば、石綿が含まれている建築物等の解体であると確認できます。</p> <p>③ 建設リサイクル法は、特定建設資材の再資源化等を目的として、一定規模以上の解体工事等の届出と表示を義務付けています。</p> <p>・詳しくは、右欄の対象法令を所管している担当部署にお問合せください。</p>	<p>【石綿障害予防規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各労働基準監督署</li> </ul> <p>【大気汚染防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県厚生環境事務所（支所） 環境管理課（衛生環境課）</li> <li>・ 関係市町</li> </ul> <p>【建設リサイクル法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県技術企画課</li> <li>・ 県各建設事務所建築課</li> <li>・ 広島市各区建築課</li> <li>・ 呉市建築指導課</li> <li>・ 三原市建築指導課</li> <li>・ 尾道市建築指導課</li> <li>・ 福山市建築指導課</li> <li>・ 三次市建築住宅課（小規模住宅等の解体に限る）</li> <li>・ 東広島市建築指導課</li> <li>・ 廿日市市建築指導課</li> </ul>
<p>4 石綿の濃度を測定するにしようとしたらよいのか 県で石綿の濃度を測定してもらえるか</p>	<p>4 県内の民間の分析機関で実施できると思われしますので、直接お問合せください。 なお、検査費用が必要です。 また、県では実施していません。</p>	<p>・ 民間分析機関</p>

【建築物に係る相談】

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所、電話番号は別葉)
<p>1 建築物に使用されている石綿とはどのようなものか</p>	<p>1 石綿は、別名「石綿」といわれるように、微細な繊維による綿(わた)状の物質であり、建築材料として、耐火被覆材、断熱材、吸音材のほか耐摩耗性を活かした補強材として多くの建材に混入しています。</p> <p>こうした石綿建材としては、鉄骨材の耐火被覆として使われた綿状の吹付け材のような飛散性のもので、工場の石綿スレート屋根のようにセメント等で固形化された非飛散性のもので大別されます。</p> <p>飛散性のもものは、解体作業中や長い年月の劣化等により、石綿が飛散し、健康に害を及ぼすとされている一方、非飛散性の建材は、固定化され、加工や劣化損傷がない限り、健康に害を及ぼすことはないと言われています。</p> <p>(注) S63 環境庁大気規制課長、厚生省企画課長通知「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」より</p>	<p>・各労働基準監督署</p>
<p>2 建築物に石綿が吹き付けられた箇所が、心配がある。石綿を吹き付けられた箇所はそのままでもいいか</p>	<p>2 事業者は、労働者が就労する建築物の壁・天井等に吹き付けられた石綿が、損傷・劣化等により、粉じんを飛散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去・封じ込め・囲い込み等の措置を講じる必要があります。</p> <p>その他の建築物についても、粉じんが発生する可能性の有無を調査し、必要に応じて除去封じ込め・囲い込みのいずれかの飛散防止処理工法により措置されることを勧めます。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(一般財団法人日本建築センタ―)</li> <li>・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」(社)日本作業環境測定協会)</li> </ul>	
<p>3 石綿の除去工事をしたいが、どこに相談したらよいか</p>	<p>3 適切な処理工事を行うためには、建築改修工事監理指針(国土交通省大臣官房営繕部監修)による石綿の処理工事における施工計画に従って施工できる業者が適当です。</p> <p>なお、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」(民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年建設省告示第1451号))の証明書は工事に相応した技術を有するものとされています。</p> <p>注) 技術審査証明を受けている内容等については、<a href="#">(社)日本石綿協会</a>のホームページを御参照ください。</p>	



質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号(別業))
<p>6 石綿を除去する必要があるか</p>	<p>6 石綿は、繊維として空気中に浮遊した状態にあると、人が吸入した場合、肺がん等の原因となりますが、固定され、空気中に浮遊しない状態では、健康障害を起すことはいないと考えられています。</p> <p>このため、建築物内で壁・天井・床等各種の建築材料として用いられている非飛散性石綿の場合は、セメント、プラスチック等で石綿を固定しているため、良好な状態にある材料では、切断等の加工をしない限り飛散のおそれはなく、影響を及ぼすことはないとわ</p> <p>注) S63 環境庁大気規制課長、厚生省企画課長通知「建築物に使用されているアスベストに係る当面の対策について」より</p>	
<p>7 国が有害で使われている石綿が民間建築物工事では、ききういか</p>	<p>7 建築基準法においては、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物を常時適法な状態に維持することとされています。</p> <p>このため、石綿が使われている民間建築物については、建築物の所有者等により、自主点検と必要な改善をお願いします。</p> <p>なお、建築物の調査及び必要な対応工法等については、国等のこれまでの処理技術指針等を参考に、本県でも情報提供や行政指導などを行っています。</p>	<p>・各労働基準監督署</p>
<p>8 石綿が使用されている建築物を利用している、不安が相談か</p>	<p>8 事業者は、労働者が就労する建築物の壁・天井等に吹き付けられた石綿が、損傷・劣化等により、粉じんを飛散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去・封じ込め・囲い込み等の措置を講じる必要があります。</p> <p>建築基準法においては、建築物の所有者等は常時適法な状態に維持するよう定められていますので、所有者や管理者による自主点検と必要な改修のための技術的な事項については、民間分析機関や石綿粉じん飛散防止、処理工事の実績のある業者にご相談ください。</p> <p>また、居住者等にあつては、建築物の所有者等に石綿の粉じん飛散防止処理の有無を確認してください。</p>	<p>・民間分析機関</p>
<p>9 室内・建材に含まれる石綿の測定をしたらよいか。県で石綿の測定をしたらえらるか</p>	<p>9 県内の民間の分析機関で実施できると思われますので、直接お問合せください。</p> <p>なお、検査費用が必要です。</p> <p>また、県では実施していません</p>	<p>・民間分析機関</p>

質 問	回 答	問合先・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)			
<p>10 石綿を除去したいが, どのような手続きがあるか</p>	<p>10 必要な手続は次のとおりです。工事内容, 規模により必要な手続きが異なります。詳しくは, 担当機関に相談してください。</p> <table border="1" data-bbox="1691 422 1825 933"> <tr> <td>労働安全衛生法に基づく作業の届出 (作業従事者の安全衛生確保)</td> <td rowspan="2">各労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>大気汚染防止法に基づく作業の届出 (周辺環境の保全)</td> </tr> </table>	労働安全衛生法に基づく作業の届出 (作業従事者の安全衛生確保)	各労働基準監督署	大気汚染防止法に基づく作業の届出 (周辺環境の保全)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県環境保全課</li> <li>・ 県各厚生環境事務所(支所) 環境管理課 (衛生環境課)</li> <li>・ 広島市環境保全課</li> <li>・ 呉市環境管理課</li> <li>・ 福山市環境保全課</li> <li>・ 三次市環境政策課</li> <li>・ 庄原市環境衛生課</li> <li>・ 東広島市環境対策課</li> <li>・ 大崎上島町保健衛生課</li> <li>・ 県産業廃棄物対策課</li> <li>・ 県各厚生環境事務所(支所) 環境管理課 (衛生環境課)</li> <li>・ 広島市産業廃棄物指導課</li> <li>・ 呉市環境政策課</li> <li>・ 福山市廃棄物対策課</li> <li>・ 認定講習については, (一社) 広島県資源循環協会</li> </ul>
労働安全衛生法に基づく作業の届出 (作業従事者の安全衛生確保)	各労働基準監督署				
大気汚染防止法に基づく作業の届出 (周辺環境の保全)					
<p>11 石綿除去工事に, 必要な資格はあるか</p>	<p>11 吹付け石綿の除去工事を行う方について, 必要な資格としては次のものがあります。詳しくは, 担当機関に相談してください。</p> <table border="1" data-bbox="1108 422 1176 933"> <tr> <td>建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)</td> <td rowspan="2">建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者</td> </tr> </table>	建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)	建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)	労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島労働局健康安全課</li> <li>・ 各労働基準監督署</li> <li>・ 技能講習については, (社) 広島県労働基準協会</li> <li>・ 特別教育については, 建設業労働災害防止協会 広島県支部</li> <li>・ 県産業廃棄物対策課</li> <li>・ 県各厚生環境事務所(支所) 環境管理課 (衛生環境課)</li> <li>・ 広島市産業廃棄物指導課</li> <li>・ 呉市環境政策課</li> <li>・ 福山市環境政策課</li> <li>・ 三次市建築住宅課(小規模住宅等の解体に限る)</li> <li>・ 東広島市建築指導課</li> <li>・ 廿日市市建築指導課</li> <li>・ 県技術企画課</li> <li>・ 県各建設事務所建築課</li> <li>・ 広島市各区建築課</li> <li>・ 呉市建築指導課</li> <li>・ 三原市建築課</li> <li>・ 尾道市建築指導課</li> <li>・ 福山市建築指導課</li> <li>・ 三次市建築住宅課(小規模住宅等の解体に限る)</li> <li>・ 東広島市建築指導課</li> <li>・ 廿日市市建築指導課</li> </ul>
建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)	建設リサイクル法に基づく解体工事等の届出 (適正な分別解体等)				
労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者					

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)
12 石綿除去の費用はどれくらいかかるのか	12 国土交通省HP (平成20年4月25日)によると, 吹き付けアスベスト処理費用(1㎡あたり単価)の目安としては, おおよそ以下の通りとなっています。 仮設、除去、廃棄物処理費など全ての費用を含みます。「社団法人建築業協会調べによる」 1. アスベスト処理面積 300 ㎡以下の場合 20千円/㎡ ~ 85千円/㎡ 2. アスベスト処理面積 300 ㎡~1,000 ㎡の場合 15千円/㎡ ~ 45千円/㎡ 3. アスベスト処理面積 1,000 ㎡以上の場合 10千円/㎡ ~ 30千円/㎡ 実際には, 処理する内容によって, 費用が異なります。	
13 石綿を除去したいが, 誰に依頼したらいいのか	13 解体工事業を営むには, 建設業法の許可, 又は, 建設リサイクル法に基づく「解体工事業」の登録が必要です。 また, 労働衛生安全法では, 石綿の除去や解体の従事者に, 安全及び衛生のため特別教育を受けることを義務付けています。 なお, 作業現場では, 石綿作業主任者技能講習を受けた「石綿作業主任者」の選任が必要です。 これらの法に基づき, 必要な許可等を受け, 石綿作業従事者のいる建設事業者に依頼する必要があります。	<建設業法の許可> ・ 県建設産業課 【建設リサイクル法】 <解体工事業者の登録> ・ 県建設産業課 ・ 県技術企画課

【その他の相談】

質 問	回 答	問合せ・連絡先 (住所, 電話番号は別葉)
1 水道管に石綿セメント管が使用されているが, 飲料水へ石綿が混入するなどのおそれはないか	1 水道管に石綿セメント管が使用されている場合でも, 呼吸器からの吸入に比べ経口摂取による毒性は極めて小さく, また, 水道水中の石綿の存在量は問題となるレベルにないことから, その水を飲用することによる健康への影響については, 問題はないと考えられます。 なお, 昭和60年から, 国内での石綿セメント管の製造は停止されており, 各市町では既設の石綿セメント管を, 地震等に強いダクタイル鑄鉄や塩化ビニルの水道管へ計画的に更新しているのど, 石綿セメント管の使用状況については, 各市町(水道担当課)へお尋ねください。	・ 県食品生活衛生課 ・ 県各保健所生活衛生課 ・ 市町 水道担当課 (室)